

供託金廃止キャンペーン・ニュース



No.3 2017年5月10日発行

会員・サポーターのみなさま

署名集めがスタートしました。供託金キャンペーンチームからニュース第3号をお届けします。

①供託金違憲訴訟の署名集め、本格的に始めよう！

選挙供託金違憲訴訟は、6月9日に第4回公判があり、国側の反論が行われます。その後、原告側の証人、最終弁論などが行なわれ、早くて10～11月ごろ、遅くて年明けに判決の予定です。

第一次集約：6月9日の第4回公判の前までに獲得した署名用紙を、送付先の「選挙違憲訴訟を支える会」へ送ってください。

5月3日の憲法集会など連休中に、東京、大阪、愛知、福岡では「世界一高い供託金の廃止を」のノボリを掲げ、緑の党の署名活動が行われました。（東京ではブースでも）

チラシと署名用紙；供託金廃止キャンペーンサイトからダウンロード

表裏に印刷！ <https://spue8y99.wixsite.com/justice>

②6月or9月の自治体議会での意見書採択へ陳情・請願を！

自治体の議会に、「供託金の廃止へ向けた意見書の採択を求める」活動と呼びかけます。採択された意見書は、国会や政府へ送られます。1800自治体の多くで供託金廃止の意見書が採択されることで、政府や国会を動かそうというものです。議員が意見書を提案することもできますが、緑の党の会員やサポーター議員がいなくても、「陳情」したうえで議員に働きかけたり、議員の紹介を得て「請願」として提出できれば、採択の可能性が高まります。紹介議員が獲得できなくても、陳情を提出して議会の姿勢を問うことは、きわめて大切な行為です。ぜひ、陳情を！

【解説】

- ・ 陳情は1人でもできますが、より多くの人の連名や「供託金問題を考える市民の会〇〇」など、団体名での提出をお勧めします。非会員の人にも呼びかけて一緒に取り組みましょう。陳情は他の自治体の住民でも可能ですが、地元市民のほうがより効果的です。たとえば、緑の党の会員・サポーターのみなさんが400自治体に居住しているとすれば400の自治体で陳情することになります。他の自治体の知人・友人にも呼びかければ、もっと多くの自治体議会で陳情が広がります。
- ・ 郵送でも可能ですが、ぜひ議会に直接出向き、議員控室を説明して回りましょう。賛同議員

がいれば「請願」と呼ばれ、さらに効果的です。

・陳情（請願）のひな型を添付しています。これを参考にして作成し、議会事務局に提出します。先述したように、直接出向いて提出する場合は、その前に議員に要請しましょう。

・陳情・請願をしたことがない、詳しく相談したい、などお気軽に問い合わせを。

担当；井奥 090-4030-1219/ iokuioku3@gmail.com

中山 090-1541-4798/ nakayama14@gmail.com

ワンポイント情報

自民党 2016 年参院選公約で「供託金引き下げ検討」を掲載

前回のニュースで「2009 年に衆議院で供託金の引き下げ法案が可決」したことと同時に、「自民党青年部が供託金引き下げを本部に提案」したことをお知らせしました。実は、その結果、自民党は 2016 年の参院選で「供託金の引き下げ検討」を公約に掲げています。➡意見書案の資料を参照！